SKIPシティ利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 SKIPシティ利活用基本計画の策定を円滑に進めるため、SKIPシティ利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に揚げる事項を所掌する。
 - (1) SKIPシティ利活用基本計画の策定に関すること。
 - (2) その他、SKIPシティ利活用に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、承諾した者とする。
- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 産業団体を代表する者
- (4)公共交通機関事業者を代表する者
- (5) 市内の地縁団体から選出された者
- (6) 公募市民
- (7) 川口市経済部担当副市長
- (8) 川口市経済部長
- (9) 川口市技監兼都市計画部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定 める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、 その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済部SKIPシティ整備室において処理する。

(報償費等)

第9条 委員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。